

環境・衛生



●「ごみ減量・リサイクル推進週間」
5月30日(ごみゼロの日)から6月
5日(環境の日)

●「ごみ散乱防止強調週間」
【全国】ごみ不法投棄監視ウィーク

ごみの減量化・リサイクルをしましょう
ごみを少しでも減らすには、ごみ
減量のポイントである「4R」を実行
することが大切です。

①Refuse(リフューズ)
不要なものを買わない、断ること。
買い物のときに本当に必要なもの
か考へてみましょ。

②Reduce(リデュース)
ごみを減らすこと。洗剤やシャン

プー等は詰め替えるできる商品を
選びましょ。

③Reuse(リユース)
まだ使えるものを繰り返し使うこ
と。何度も使える容器を使つたり、
他の人にゆずつたりして使つても
らいましょ。

④Recycle(リサイクル)
資源としてまた利用すること。ビ
ン類やペットボトル類等、資源に
なるものは分別ルールを守つて排
出しましょ。

犬や猫の飼い方

散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。

しかし、きちんとふんを片づけない

問合先 環境衛生課

電話 444-3132
FAX 443-3555

問合先 環境衛生課

電話 444-3132
FAX 443-3555

問合先 環境衛生課

電話 444-3132
FAX 443-3555

令和2年中 交通事故死者数

地域	死者数
愛知県	27人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

令和2年2月末現在

交通安全



問合先 環境衛生課

電話 444-3132
FAX 443-3555

いつも少し距離をおいて彼らの姿を
見守つてあげることが大切です。

野鳥はあくまで野生動物なので、
道府県等の許可を得ることなく捕ま
えてはいけないことになっています。
例えば、近くに飛んで来たスズメを
捕まえて飼うだけで法律違反となり
ます。「注意ください」。

15月10日から16日は愛鳥週間
愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思
想を広く国民に普及するために定め
られたものです。この機会に鳥との
適切な付き合い方を学びましょう。

野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」で国や都

猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、
正しくしつけをしないと、ほかの家
の庭や畑を荒らしたり、ふんをした
りして迷惑をかけることがあります。
猫は、平面の運動は少なくとも、上
下運動ができる遊び場があれば、十
分猫のストレス解消になります。ま
た、室内飼いで無用な繁殖や病気、
不慮の事故を防ぐことができます。
ペットは家族の大切な一員です。
人とペットが住みよい環境で楽しく
暮らせるよう、飼い主一人ひとりが
マナーをきちんと守りましょう。

鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情

も多く寄せられています。飼い主に
は気にならなくても、不快に感じる
人もいます。周囲の住宅環境を考え、
近隣の迷惑にならないように、正し
いしつけをしておきましょう。

野鳥はあくまで野生動物なので、
道府県等の許可を得ることなく捕ま
えてはいけないことになっています。
例えば、近くに飛んで来たスズメを
捕まえて飼うだけで法律違反となり
ます。「注意ください」。

野鳥はあくまで野生動物なので、
道府県等の許可を得ることなく捕ま
えてはいけないことになっています。
例えば、近くに飛んで来たスズメを
捕まえて飼うだけで法律違反となり
ます。「注意ください」。

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.48

問合先
安全安心課FAX
444-0862

この道路は小学校の敷地に沿ってカーブし、見通しが悪い。この道路は朝、通勤車の抜け道になる。幅員が途中で変わり、学校の北側は広く、西側は狭い。このため、北側ではスピードを出しやすい。幅員が変わる辺りには校門があり、横断歩道もある。学校の周りではスピードを出さないことが肝心です。（市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋）

名称

美和小学校の西側

問合先
企画政策課FAX
444-0982

調査をお願いする製造事業所には、5月から6月にかけて調査員が調査票を持ってお伺いします。調査票の記入内容は統計法に基づき秘密が厳守されます。

工業統計調査への理解、協力をお願いします。

製造業を対象とした工業統計調査を、6月1日現在で行います。

工業統計調査にご協力をお願いします

統計



あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

防犯



その他



あまじゅふは廻印書を提出するに
して、市民のわがわがな活動に使用
する「」がやります。あまじゅ
しの届出に関し
ては市公式ウ
ェブサイトを「」覧
ください。

庭先の樹木は景観
を良くし、通行する
人々への憩いを与え
てくれます。しかし、
その樹木が繁茂し道
路にはみ出してしま
うと通行の妨げ、視
界不良による事故を
引き起こす危険性が
あります。

問合先 企画政策課

FAX
444-0982

Web
<https://www.city.ama.ac.jp/shisei/shiteikanri/1003722/1006043/1006288.html>



樹木の所有者の皆様には、道路上
に樹木が張り出さないよう剪定する
等、道路を利用する方が安全かつ快
適に通行できるよう適正な管理をお
願いします。

問合先 土木課

FAX
441-8387

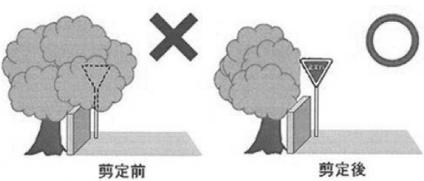
これは野球帽の形をしたヘルメットだよ!

5月は高齢者の自転車事故が多...

中でも死亡事故の多くはヘルメットをかぶっていない人が...

みんなで頭をまもるヘルメットをかぶって安全運転のお手本を...

TOM



路上にはみ出さない樹木剪定のお願い